

第1章 総則

第1節 国民保護業務計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。）第36条第1項の規定に基づき、日本電信電話株式会社（以下「持株会社」という。）、東日本電信電話株式会社（以下「東地域会社」という。）、西日本電信電話株式会社（以下「西地域会社」という。）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「長距離会社」という。）、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）が、その業務に関して国民の保護のために実施する措置内容、実施方法、実施体制等について定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置（以下「緊急対処保護措置」という。）の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 国民保護業務計画の基本方針

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、電気通信事業の公共性に鑑み、その業務に関して国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等においても社員の安全確保に配慮の上、可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、以下のとおり国民保護措置を図るものとする。

- (1) 武力攻撃事態等における国民保護措置に当たっては、国民保護措置に従事する社員の安全確保に配慮の上、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に実施するものとする。
- (2) 電気通信事業者である指定公共機関として、次の各項の対策の推進と体制の確立を図る。
 - ① 災害対策とあわせて、平素から設備自体を物理的に強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
 - ② 重要通信をそ通させるための通信手段を確保する。
 - ③ 武力攻撃災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。

第3節 国民保護業務計画の運用

1. 他の計画との関連

この計画は、国民保護法、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号、以下「事態対処法」という。）、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等の関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2. 国民保護業務計画の修正

この計画は、常に検討を加え、必要があると認められるときは、持株会社が調整、取りまとめを行い、これを修正する。

第4節 定義

1. 武力攻撃事態等

事態対処法第2条2号に定める武力攻撃事態及び同法第2条3号に定める武力攻撃予測事態をいう。

2. 国民保護措置

国民保護法第2条3号に定める国民の保護のための措置をいう。このうち、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモが実施する国民保護措置は、その業務に関するものをいう。

3. 武力攻撃災害

国民保護法第2条第4項に定めるものをいう。

4. 警報

国民保護法第44条第1項に定めるものをいう。

5. 避難措置の指示

国民保護法第52条第1項に定めるものをいう。

6. 避難指示

国民保護法第54条第1項に定めるものをいう。

7. 緊急通報

国民保護法第99条第1項に定めるものをいう。

8. 生活関連等施設

国民保護法第102条第1項に定めるものをいう。

9. 重要通信

電気通信事業法第8条第1項に定めるものを内容とする通信をいう。

10. 緊急対処事態

事態対処法第22条第1項に定めるものをいう。